

第 3 章 建 議

第 1 概 説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について大蔵大臣に建議することができる（設置法第20条）。

建議は、監視委員会が検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのあり方等についての監視委員会としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。

監視委員会の行う建議は、行政部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われることになる。

第 2 建議の実施状況等

1 建議の実施状況

監視委員会は、本公表の対象期間において、大蔵大臣に対し、犯則事件の調査の結果に基づく建議を 1 件行った。

2 建議の内容

監視委員会は、証取法の規定に基づき、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、平成 6 年 6 月 14 日、大蔵大臣に対して、証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期す観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。

建議において指摘した問題点は、以下のとおりである。

- 1 平成6年5月17日、監視委員会が東京地方検察庁検察官に対し告発した犯則嫌疑会社（以下「嫌疑会社」という。）は、多年にわたり、各事業年度の決算の実際は当期純損失が発生していたにもかかわらず、決算期末間近に多額の架空売上が計上する等の方法により、当期純利益が発生したように装いいわゆる粉飾経理を重ねていた。このため、嫌疑会社の各事業年度の経営成績は、他に合理的な理由がないにもかかわらず決算期末等一定の時期にのみ偏って利益が生じるという特異な傾向が現れていたが、このことについて、登録審査の過程において、十分問題とされなかった面があった。
- 2 嫌疑会社が上記架空売上の計上等によりいわゆる粉飾経理を行うに当たっては、嫌疑会社が実質的に支配している法人が重要な役割を果たしていた事実が認められ、また、嫌疑会社は登録申請に先立ち債務超過の関係会社等を不明朗な形で整理している事実が認められたが、これらのことが、登録審査の過程において、十分認識されなかった面があった。
- 3 登録審査の過程において、嫌疑会社の財務内容、経営成績等について十分に把握し切れていなかった面が認められたが、会員証券会社が登録審査の過程で把握し得た問題点について、証券業協会において具体的に報告を受け、重点的に問題とされなかった面があった。また、会員証券会社と嫌疑会社を監査した監査法人との間で十分な連携がとられていなかった面があった。

3 建議に基づいて執られた措置

平成6年6月14日、建議を受けて大蔵省証券局長は、日本証券業協会に対して、所要の検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう指示した。

6年6月28日、日本証券業協会が講じた改善策について、大蔵省証券局長より報告があった。

登録審査に関する改善策の実施について

1 証券会社審査の充実

(1) 証券会社による指導の徹底

① 代表申請会員は、発行会社と緊密な連絡体制を確保し、発行会社に対し証券取引法その他の関係法令等の遵守について、指導することとし、代表申請会員は公開後2年間は、辞退できないこととする。〔規則改正〕

② 代表申請会員が皆無となった銘柄は、登録取消しができることとする。〔規則改正〕

③ 申請会員の審査能力の向上と申請会員間の相互牽制を活性化するため、申請会員は、発行会社から提出された審査書類を十分検討し、代表申請会員に積極的に意見を述べることとする。また、協会は、その内容を代表申請会員から確認することとする。〔審査報告書〕

(2) 証券会社と公認会計士等との十分な連携

登録の審査を行う証券会社は、監査を行った公認会計士等と十分な連携を確保し、審査の充実に努めるものとする（建議関連）。〔規則改正〕

(3) 監査契約の早期締結の要請

申請会員は、発行会社に対し、できるだけ早期に公認会計士等と監査契約を締結し、十分な事前指導を受けるよう要請することとする。〔運用〕

(4) 審査項目の見直し

審査報告書の項目において、月次損益等の状況も踏まえた業績の推移及びその特徴、企業集団の整理状況、公認会計士等による最近2事業年度以前の監査の実施状況、監査役の監査実施状況及び税務調査の状況等についても記載することとし、審査報告書の記載事項の見直しを行うこととする（建議関連）。〔会長名による通知〕

(5) 「店頭登録審査の取扱い」の作成

登録審査の公平性を確保し、審査事務の効率化を図るため、「店頭登録審査の取扱い」を作成することとする。

〔会長名による通知〕

(6) 発行会社による宣誓

登録審査に当たって発行会社が作成する書類について、所定の事項がもれなく記載してあること、記載内容はすべて真実であることを記載した宣誓書を発行会社より徴求することとする。〔規則及び細則改正〕

2 協会における確認審査の充実

(1) 店頭登録委員会の確認審査

新たに設置された店頭登録委員会における確認審査の充実
に資するため、店頭登録委員会においては、代表申請会員による報告、申請会員及び協会事務局が指摘した事項等を踏まえて、慎重に審議することとする。〔規則改正〕

(2) 申請会員と協会の連携

申請会員が登録審査の過程で把握した問題点等を協会が重点的に確認できるよう申請会員と協会の連携を明確化することとする（建議関連）。〔細則改正〕

3 企業情報の開示の徹底

(1) 情報開示担当役員の設置と企業情報の開示の周知徹底

① 発行会社における企業情報開示の責任の明確化を図るため、情報開示担当役員の設置を義務付けることとする。

〔規則改正〕

② 協会は、新規登録会社の情報開示担当役員に直接面談し、企業情報開示制度等について説明するとともに、その重要性について発行会社の役職員に周知するよう要請することとする。

〔運用〕

(2) 情報開示規定違反に対する措置

登録銘柄の発行会社に企業情報の報告規定に違反する事実等が判明し、必要があると認める場合には、会員に対し、当該発行会社のファイナンスの引受け等を一定期間禁止することができることとする。

〔規則改正〕

(3) 登録申請に係る確認書の確約事項の追加

申請会員が登録申請を行うに際し、発行会社が協会に確約する事項として、申請会員及び協会との連絡を緊密にすることを加えることとする。

〔規則改正〕

(4) 定期研修会の開催

公開会社の意義、企業情報の開示の重要性等について、発行会社の代表者等の認識を高めるともにより一層の啓蒙を図るため、発行会社の代表者等に対する研修会を定期的で開催することとした。

〔運用〕